

# Q 「いじめ」根絶に何が重要か

## A 子供同士のいい人間関係づくりである



佐藤定男議員

に「いじめ」という認識で解決していく。

**問** 「いじめ」根絶には、なにが一番重要か。

**教育長** 道徳教育はもろん

学校への支援や保護者への対応に万全を期している。

**問** 「いじめ」は、学校生活でいつでも起こり得る問題である。未然防止のための対策は。

**教育長** 日ごろから学校訪問や「いじめ」の実態調査を通して把握に努めている。また、保護者等から「いじめ」の訴えがあった場合には、当該

**問** 「いじめ」なのか判断が難しい事例は、どう対応しているのか。

**教育長** 教職員と被害者の立場に立った受け取り方をして、早期

### 学校で体罰はあるのか

**問** 国は平成24年度の小中学校で

の体罰件数を調査した。町内での調査結果は。

**教育長** 本町では体罰はない。

**問** 体罰を受けたとの申し出があった場合の対応は。

**教育長** 町教育委員会では体罰に関する取り組み方針を定めて教職員の意識改革に努めている。また、校内服務倫理委員会を定期的に開催し、全教職員の共通理解のもとで学校全体の組織的連携を図るよう学校長に周知している。

**問** 「校内服務倫理委員会」とは何か。

**教育長** 教職員の体罰やセクハラなどの不適切な行為について、協議をして

未然防止を図る組織である。

### 漫画「はだしのゲン」の閲覧は

**問** 昨年12月松江市教育委員会が漫画「はだしのゲン」を小中生に貸し出さない、としたことに様々な意見、批判が出ている。小中学校でこの漫画の閲覧に何らかの制限をしているか。

**教育長** インターネット依存は睡眠障害や不登校、「ひきこもり」の原因のひとつ。ネットを使う最初の段階での心構えが最も重要である。学校での対応は。

**教育次長** 小中学校とも閲覧の制限はしていない。

### 「インターネット依存症」の対応は

**問** インターネット依存は睡眠障害や不登校、「ひきこもり」の原因のひとつ。ネットを使う最初の段階での心構えが最も重要である。学校での対応は。

**教育長** インターネットに関しては様々な問題がある。情報機器に対する正しい知識や様々なトラブル事例からモラルの必要性について考えさせる指導をしている。



みんな仲良しいい関係(国見小学校)

**教育長** インターネットに関しては様々な問題がある。情報機器に対する正しい知識や様々なトラブル事例からモラルの必要性について考えさせる指導をしている。

# Q 個人による原発損害賠償請求に町の支援を

## A 相談体制を検討する

### 問

原発事故による被害は県内外  
広い範囲に、精神的・  
経済的損害までと社会  
生活全般に及んでいる。

原発事故によ  
る。本町はどうなっ  
ているのか。

### 町長

事故発生か  
ら平成25年3月  
までの分として約93  
00万円を既に東京電  
力に請求した。今後と  
も原発事故によるもの  
は、しっかりと請求し  
ていく。

### 問

裁判によらな  
い解決方法とし  
て、原子力損害賠償紛  
争解決センターへの申  
し立てを行うのか。

町で請求  
した損害賠  
償に対する東京電力の  
対応や※原子力損害賠  
償紛争審査会が示した  
損害の範囲の判定など  
に関する中間指針の追  
加、見直し、また、近隣  
自治体の動向などを踏  
まえながら、今後検討  
していく。

### 原発災害 対策課長

町で請求  
した損害賠  
償に対する東京電力の  
対応や※原子力損害賠  
償紛争審査会が示した  
損害の範囲の判定など  
に関する中間指針の追  
加、見直し、また、近隣  
自治体の動向などを踏  
まえながら、今後検討  
していく。

### 問

各個人の経済  
的損害賠償に対  
する町の支援は。

### 問

精神的被害に  
対する損害賠償  
についての考え方は。

### 町長

精神的被害が  
解消される時期



今年も始まった米の全量全袋検査(国見営農センター内)

は、町を含  
め県全体が  
事故以前  
の正常な日  
常生活に戻  
り、原発事  
故が収束し  
たと判断で  
きる時点で  
ある。その  
時までは引  
き続き精神  
的損害賠  
償の対象となるよう、  
福島県及び県内市町村

と連携をとりながら、  
要望活動などに取り組  
む。

### ※原子力損害賠償 紛争審査会

審査会は、法律・  
医療・原子力工学  
等の専門家で構成  
し、紛争に関する  
和解の仲介、及び  
原子力損害の範囲  
の判定などに関す  
る事務を行う。



浅野富男議員

その責任は東京電力に  
ある。賠償請求につい  
ては、それぞれの立場  
から多様な形で行われ  
ている。報道によると  
県内の多くの市町村で  
賠償請求が行われてい

る。本町はどうなっ  
ているのか。

町で請求  
した損害賠  
償に対する東京電力の  
対応や※原子力損害賠  
償紛争審査会が示した  
損害の範囲の判定など  
に関する中間指針の追  
加、見直し、また、近隣  
自治体の動向などを踏  
まえながら、今後検討  
していく。

### 町長

精神的被害に  
対する損害賠償  
についての考え方は。

個別の損害賠  
償請求について  
は個人対東京電力とい  
う関係になる。町全体  
での取り組みについて  
は、これから十分検討  
する必要がある。また、  
個人の相談窓口につい  
ても検討していく考え  
である。



10月15日、環境省が県北浄化センター  
汚泥の対応を説明(役場仮庁舎)